

第75回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

開催場所

新潟県柏崎市駅前2丁目2番30号
柏崎エネルギーホール 2階ホール

株式会社 **植木組**

(証券コード1867)

Contents

● 第75回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	3
議案及び参考事項	
第1号議案 定款一部変更の件	3
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	5
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の割当てのための 報酬決定の件	9
● 事業報告	12
● 連結計算書類	33
● 計算書類	36
● 監査報告	39

株 主 各 位

新潟県柏崎市駅前1丁目5番45号
株 式 会 社 植 木 組
代表取締役社長 植 木 義 明

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 新潟県柏崎市駅前2丁目2番30号
柏崎エネルギーホール 2階ホール

新型コロナウイルスの感染防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uekigumi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uekigumi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、株主総会スタッフにつきましては、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

会場の当社役員及び運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.uekigumi.co.jp/>）においてお知らせいたします。

また、株主の皆様におかれましては、感染リスクを避けるため、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第2条 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第18条（ <u>電子提供措置等</u> ）の新設は、 <u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> ② 前項の規定にかかわらず、 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> ③ 本条の規定は、 <u>2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案について審議した結果、その決定手続き、内容は相当であるとの報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当等	属 性
1	うえ き よし あき 植 木 義 明	代表取締役社長ＣＥＯ	再 任
2	く さ か べ ひ さ お 日下部 久 夫	代表取締役専務執行役員兼土木統括部長	再 任
3	み ず し ま か ず の り 水 島 和 憲	取締役常務執行役員兼管理統括部長	再 任
4	う え き ゆ た か 植 木 豊	常務執行役員兼柏崎支店長	新 任
5	わ た な べ え み こ 渡 辺 英美子	社外取締役	再 任 社 外

候補者番号

1

う え き
植木よ し あ き
義明

(1953年2月21日生)

所有する当社の株式数…… 204,544株
 在任年数…… 35年
 取締役会出席状況…… 13/13回



再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1983年 1 月 当社入社
 1987年 3 月 当社取締役
 1987年 4 月 当社海外事業部長
 1991年 3 月 当社常務取締役
 1991年 4 月 当社東京支店長
 1998年 4 月 当社営業本部長
 2001年 4 月 当社専務取締役

2004年 1 月 当社取締役副社長
 2004年 4 月 当社技術本部長
 2004年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員
2006年 6 月 当社代表取締役社長 C E O
 (現任)
 2016年 5 月 一般社団法人新潟県建設業協会会
 長 (現任)

【重要な兼職の状況】

一般社団法人新潟県建設業協会会長

取締役候補者とした理由

植木義明氏は、2006年より当社代表取締役社長として強いリーダーシップで当社の経営を担い、企業の経営者としての豊富な経験、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人物と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

く さ か べ
日下部ひ さ お
久夫

(1959年12月27日生)

所有する当社の株式数…… 2,600株
 在任年数…… 3年
 取締役会出席状況…… 13/13回



再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 4 月 当社入社
 2009年 4 月 当社土木部長
 2012年 4 月 当社執行役員
 2016年 4 月 当社常務執行役員
 2016年 4 月 当社土木本部長兼土木部長

2017年 4 月 当社土木統括部長 (現任)
 2019年 6 月 当社取締役
 2020年 4 月 当社専務執行役員 (現任)
 2022年 4 月 当社代表取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

日下部久夫氏は、長年にわたり土木部門において責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2019年から当社取締役として企業経営に従事し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

みずしま

水島

かずのり

和憲

(1957年1月1日生)

所有する当社の株式数…… 3,700株

在任年数…… 6年

取締役会出席状況…… 13/13回



再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1979年4月 当社入社

2007年4月 当社新規事業推進室長

2011年4月 当社総務部長

2013年4月 当社執行役員兼管理本部副本部長

2016年4月 当社常務執行役員兼管理本部長

2016年6月 当社取締役常務執行役員兼管理本部
部長

2017年4月 当社取締役常務執行役員兼管理統
括部長兼経営企画室長

2018年4月 当社取締役常務執行役員兼管理統
括部長（現任）

取締役候補者とした理由

水島和憲氏は、管理部門における豊富な経験と高い知見を有し、2016年から当社取締役として企業経営に従事し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

うえき

植木

ゆたか

豊

(1963年2月21日生)

所有する当社の株式数…… 6,608株

在任年数…… 一年

取締役会出席状況…… 一回



新任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1986年4月 当社入社

2017年4月 当社新潟本店副本店長兼新潟支店
長

2019年4月 当社執行役員兼新潟本店副本店長
兼新潟支店長

2020年4月 当社執行役員兼事業統括部長

2021年4月 当社常務執行役員兼事業統括部長

2022年4月 当社常務執行役員兼柏崎支店長
（現任）

取締役候補者とした理由

植木 豊氏は、長年にわたり管理部門において責任ある立場に携わり、豊富な経験と高い専門能力を有しており、2019年に執行役員に就任、新潟本店副本店長及び新潟支店長を歴任後、事業統括部長を務め、取締役として求められる能力が培われております。当社はこれらが、取締役として当社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

わたなべ
渡辺

えみこ
英美子

(1959年7月21日生)

所有する当社の株式数…… 0株
在任年数…… 1年
取締役会出席状況…… 11/11回



再 任

社 外

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 4 月	株式会社新潟日報入社	2016年 4 月	同社執行役員経営企画会議副議長 兼経営管理本部総務局長
2007年 4 月	同社情報文化センター情報文化部 長	2017年 4 月	同社執行役員経営企画会議副議長
2009年 4 月	同社営業統括本部販売事業本部読 者ふれあい部長	2018年 3 月	同社取締役 株式会社新潟日報事業社代表取締役 社長
2010年 4 月	同社上越支社長兼業務部長		
2014年 4 月	同社編集制作統括本部編集局総務	2021年 6 月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡辺英美子氏は、報道関係において長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、これらの幅広い見識と経験等に基づく外部からの中立・公平・公正な視点が当社の経営体制の強化と取締役会における多様性の確保に有用であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

同氏には、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化等に貢献いただけるものと期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 植木 豊氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 渡辺英美子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、渡辺英美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。再任の候補者は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き当該保険契約の被保険者となります。新任の候補者につきましては、選任後に被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2022年8月に同内容での更新を予定しております。
6. 渡辺英美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015年6月26日開催の当社第68回定時株主総会において、年額2億40百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含む。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割当ての譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.49%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.95%程度）と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年2月8日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告23～24頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、従前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を本議案に沿った形で変更することを予定しています。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割当てする譲渡制限付株式の総数34,000株を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の

譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割当てる予定です。

以 上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種の進展や経済活動の制限緩和を背景に、徐々に持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株の蔓延や原材料価格の高騰、サプライチェーンの混乱により、生産活動や設備投資を中心に先行き不透明な状況で推移いたしました。

建設業界におきましては、政府の経済対策に防災・減災、国土強靱化の推進が盛り込まれ、維持更新への需要も高まり、公共投資については堅調に推移しました。民間建設投資については、感染防止策の効果を見据え、徐々に回復しつつある状況になっておりますが、業種間で好不調に差がある、まだら模様の状況が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは、安全と品質確保並びに工期遵守を優先しながら鋭意事業活動を展開してまいりましたが、東日本大震災に係る大型工事が終了したことなどから、売上高は476億78百万円（前年同期比2.4%減）となりました。

利益面につきましては、主力の建設事業において、適正な人員配置やICT技術等の活用を図ることで現場力を高めましたが、営業利益は22億93百万円（同9.9%減）、経常利益は23億75百万円（同10.1%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は14億40百万円（同15.3%減）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

(建設事業)

当社グループの建設事業におきましては、受注高が減少したことにより、売上高は411億52百万円（前年同期比7.2%減）となり、売上総利益は38億94百万円（同11.2%減）となりました。

(不動産事業)

当社グループの不動産事業におきましては、販売用不動産の売上増加により、売上高は36億52百万円（同168.0%増）となり、売上総利益は6億39百万円（同60.3%増）となりました。

(その他の事業)

当社グループのその他の事業におきましては、アスファルト製品等の製造販売を中心とした建材製造販売等の事業、ソフトウェア関連事業、有料老人ホーム運営事業を中心に、売上高は28億73百万円（同8.9%減）となり、売上総利益は12億97百万円（同6.2%減）となりました。

当社の部門別の受注高、売上高、繰越高は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 業	土 木	23,517,113	18,913,120	20,372,691	22,057,542
	建 築	16,245,889	21,115,302	19,662,130	17,699,061
	計	39,763,003	40,028,423	40,034,822	39,756,604
不 動 産 事 業		－	259,132	259,132	－
そ の 他 の 事 業		－	881,698	881,698	－
合 計		39,763,003	41,169,253	41,175,652	39,756,604

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、9億78百万円であり、その主なものは、子会社の賃貸用集合住宅の建設等によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充たいたしました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による影響が続いている中、ウクライナ侵攻に端を発したエネルギー価格と原材料の高騰が顕在化しており、景気は不透明な状況で推移すると思われます。建設業を取り巻く事業環境は、国土強靱化や災害対策、設備の老朽化に伴う維持更新の需要などにより横ばいで推移するものと思われます。民間建設投資は業種ごとの景況感がまだら模様の様相を呈しており、全体としては低水準で推移するものと予想されます。一方、カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー関連施設など、ESGに関する設備投資は増加するものと思われます。

このような事業環境のもと、当社グループは、長期ビジョン「UEKI VISION 150」を策定し、現在直面している課題への対応とともに、未来に向けた『中期経営計画（2022～2024）』をスタートしました。「顧客創造への挑戦／技術開発への挑戦／育成加速への挑戦」を重点テーマに掲げ、ESGに関する設備投資が見込まれる事業領域における受注拡大にも積極的に取り組んでまいります。また、少子高齢化による労働人口の減少の下、生産性向上を求めてより一層ICTやAI、遠隔臨場等の活用を進めてまいります。さらに、戦略的な成長投資として人材育成の強化も図っていく所存です。

当社は、本計画達成のため、早期の情報共有化を図り、営業・購買・施工部門が一体となった、より強固な受注体制を構築し、グループ一丸となって努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期 (2019年3月期)	第73期 (2020年3月期)	第74期 (2021年3月期)	第75期(当期) (2022年3月期)
売上高(百万円)	44,568	51,938	48,847	47,678
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,068	1,434	1,700	1,440
1株当たりの 当期純利益(円)	161.50	216.70	256.91	217.70
総資産額(百万円)	44,256	47,741	45,683	43,632
純資産額(百万円)	20,367	21,408	23,076	24,176

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たりの当期純利益は、第72期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北陸施設工業株式会社	50百万円	100%	鉄道軌道工事、土木・管更生工事の請負
植木不動産株式会社	100百万円	100%	不動産の売買、賃貸及び仲介、土木・建築工事の請負
株式会社ユニテック	50百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売
株 式 会 社 植 木 機 工	90百万円	100%	土木・建築工事、アスベスト処理工事の請負、建設資材のリース
株 式 会 社 ア ス カ	25百万円	100%	管工事、土木工事の請負、発電用施設の保守

(注) 特定完全子会社に該当する会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業としており、その他の事業では建材製造販売等の事業、ソフトウェアの開発及び販売事業、介護福祉事業、ゴルフ場運営事業等を行っております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者「(特－1)第2805号」及び一般建設業者「(般－1)第2805号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(11)第2677号」として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社	新潟県柏崎市駅前1丁目5番45号
本 店	新潟本店（新潟県長岡市）、東京本店（東京都千代田区）
支 店	東北支店（宮城県仙台市）、柏崎支店（新潟県柏崎市）、新潟支店（新潟県新潟市）、上越支店（新潟県上越市）
営 業 所	長岡、十日町、燕、金沢、千葉、埼玉、長野

（注）上越支店は、2022年4月1日付をもって、上越営業所となりました。

② 主要な子会社

北 陸 施 設 工 業 株 式 会 社	本社（新潟県長岡市）
植 木 不 動 産 株 式 会 社	本社（新潟県柏崎市）、東京支店（東京都千代田区）、新潟支店（新潟県新潟市）
株 式 会 社 ユ ニ テ ッ ク	本店（新潟県柏崎市）、東京本社（東京都千代田区）
株 式 会 社 植 木 機 工	本社（新潟県柏崎市）
株 式 会 社 ア ス カ	本社（新潟県柏崎市）

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
982名	10名減

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	566名	1名増	44.9歳	19.1年
女 性	48名	1名増	42.9歳	16.6年
合計又は平均	614名	2名増	44.7歳	18.9年

(10) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	600百万円
株 式 会 社 大 光 銀 行	366百万円

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 27,400,000株

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を13,700,000株から27,400,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 6,873,528株（自己株式255,936株を含む。）

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は3,436,764株増加しております。

(3) 株主数 4,306名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	575	8.69
株 式 会 社 ウ エ キ エ ー ジ ェ ン シ ー	324	4.90
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	323	4.89
植 木 組 共 栄 会	292	4.42
株 式 会 社 ア キ バ	262	3.96
第 四 ジ ェ ー シ ー ビ ー カ ー ド 株 式 会 社	206	3.13
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	205	3.10
植 木 義 明	204	3.09
植 木 組 社 員 持 株 会	176	2.67
株 式 会 社 大 光 銀 行	149	2.26

(注) 1. 当社は、自己株式を255,936株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長ＣＥＯ	植 木 義 明	一般社団法人新潟県建設業協会会長
代表取締役副社長執行役員	松 原 眞 之 介	営業管掌、子会社担当
取締役専務執行役員	日 下 部 久 夫	土木統括部長
取締役常務執行役員	水 島 和 憲	管理統括部長
取 締 役	渡 辺 英 美 子	株式会社新潟日報事業社代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	上 石 邦 彦	
取締役（監査等委員）	深 澤 邦 光	税理士、株式会社テクノリンク社外監査役 初谷建設株式会社社外監査役 株式会社ハツガイ社外監査役 株式会社ＨＡＴＳＵＧＡＩ社外監査役
取締役（監査等委員）	種 岡 弘 明	日本アルコール販売株式会社取締役 日本アルコール物流株式会社代表取締役社長 アルコール海運倉庫株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役渡辺英美子氏並びに取締役（監査等委員）深澤邦光氏及び取締役（監査等委員）種岡弘明氏は、社外取締役であります。また、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）深澤邦光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中における取締役の異動
2021年6月25日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、栃倉勝幸氏は、任期満了により取締役（常勤監査等委員）を退任いたしました。
2021年6月25日開催の第74回定時株主総会において、渡辺英美子氏は取締役に、上石邦彦氏は取締役（監査等委員）に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 監査等の環境の整備及び社内の情報収集を行うことにより、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために上石邦彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2022年4月1日付で取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役専務執行役員	日 下 部 久 夫	土木統括部長
取 締 役	松 原 眞 之 介	相談役
取 締 役	渡 辺 英 美 子	

＜ご参考＞ 2022年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	春 日 孝 郎	東京本店長
常 務 執 行 役 員	榆 井 寛 志	新潟本店長
常 務 執 行 役 員	山 谷 吉 久	建築統括部長
常 務 執 行 役 員	植 木 豊	事業統括部長
執 行 役 員	石 塚 純	新潟本店副本店長
執 行 役 員	土 田 正 次	柏崎支店長
執 行 役 員	松 井 範 幸	総務人事部長、営業管理部長
執 行 役 員	星 野 和 利	技術開発部長、新潟本店土木技術部長
執 行 役 員	植 木 大 吾	新潟本店副本店長、新潟支店長

2022年4月1日付で執行役員の地位、担当が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
専 務 執 行 役 員	春 日 孝 郎	東京本店長
常 務 執 行 役 員	植 木 豊	柏崎支店長
常 務 執 行 役 員	土 田 正 次	事業統括部長、軌道部長
執 行 役 員	力 石 正 仁	経理部長
執 行 役 員	井 口 剛	事業統括副部長
執 行 役 員	櫻 井 隆 一	建築企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役渡辺英美子氏、取締役（監査等委員）上石邦彦氏、深澤邦光氏、種岡弘明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、執行役員、及び管理職従業員であり、保険料は、全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、役員報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、監査等委員である社外取締役の意見、助言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

①基本原則・方針

当社の取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定方針につきましては、株主総会で決議された額の範囲内で、株主の皆様の負託に応えるべく、企業価値の継続的かつ、持続的成長な向上を可能とするよう、それぞれの職責に見合った報酬体系、水準としております。

②取締役の報酬等の算定方法の基本方針

(ア) 取締役の報酬額の決議

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額2億40百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は、年額36百万円以内で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

(イ) 業務執行取締役の報酬体系

当社の業務執行取締役の報酬等につきましては、役位別の固定報酬と短期の業績に連動した変動報酬としての業績連動報酬から構成されています。

固定報酬につきましては、それぞれの職責や担当職務を総合的に勘案し、役位別に決定しております。

業績連動報酬につきましては、利益計画の達成度、個々の業績への貢献度合い、株主への配当等を勘案したうえで算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給しております。

(ウ) 固定報酬等と業績連動報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

業績連動報酬等は、利益計画の達成度、担当部門業績達成度合い及び、当該取締役の貢献度等に応じて支給するものとし、その額は固定報酬等に対して一定の割合をもつて設定しております。

③報酬決定の手続き

各取締役の報酬は、取締役会より委任された代表取締役社長植木義明が、個々の取締役の職責、貢献度、経済情勢、業績、他社水準等を踏まえ、監査等委員である社外取締役の意見、助言を得ながら、総額の範囲内で適切に決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役監査等委員の報酬額は、他社の水準等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の額（千円）		対象となる 役員の員数
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 （ 賞 与 ）	
取 締 役 （監査等委員を除く。）	93,216	92,115	1,101	5
（うち社外取締役）	(1,373)	(1,350)	(23)	(1)
取締役（監査等委員）	16,902	16,902	(－)	4
（うち社外取締役）	(5,940)	(5,940)	(－)	(2)
合 計	110,118 (7,313)	109,017 (7,290)	1,101 (23)	9 (3)

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 上記のほか、2014年6月27日開催の第67回定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員）1名に対し、役員退職慰労金1,000千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役渡辺英美子氏は、株式会社新潟日報事業社の代表取締役であります。なお、当社と株式会社新潟日報事業社との間には取引がありません。

社外取締役（監査等委員）深澤邦光氏は、株式会社テクノリンク、初谷建設株式会社、株式会社ハツガイ及び株式会社H A T S U G A I の社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社テクノリンク、初谷建設株式会社、株式会社ハツガイ及び株式会社H A T S U G A I との間には取引がありません。

社外取締役（監査等委員）種岡弘明氏は、日本アルコール販売株式会社の取締役、日本アルコール物流株式会社の代表取締役社長及びアルコール海運倉庫株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と日本アルコール販売株式会社、日本アルコール物流株式会社及びアルコール海運倉庫株式会社との間には取引がありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	渡 辺 英 美 子	2016年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。 同氏は、報道関係において、長年にわたり企業経営に携った豊富な経験を有しており、幅広い見識と経験等に基づき、取締役会において、外部からの中立・公平・公平な視点で発言を行っております。 また、同氏は、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化等に助言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	深 澤 邦 光	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 主に税理士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、当社の経営全般について客観的視点で積極的にご発言いただくなど適切に監査・監督していただいております。
	種 岡 弘 明	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回出席(92.3%)し、監査等委員会に13回のうち12回出席(92.3%)いたしました。 同氏は、日本アルコール物流株式会社の代表取締役社長であり、長年にわたり企業経営者として培われた見識と経験等を有しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行うなど、客観的視点で適切に監査・監督していただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る報酬等の額	30,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、上記の報酬等の額は相当であると判断し、これに同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び子会社は、取締役及び使用人が業務を執行するにあたり、遵守すべき「企業行動指針」を定め、日常の業務運営の指針とし、取締役自ら率先垂範して社員へ浸透を徹底する。また、研修等を通じて、法令、定款の遵守に関する啓蒙、教育・指導を行う。
- ・当社は、業務執行に対しては、会社全体が相互牽制組織となるよう、組織構成、職務権限を適正に維持するとともに、社長直轄の内部監査室が当社及び子会社の内部統制を統括する。
- ・当社及び子会社は、法令、定款違反等に関するヘルプラインを確保する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存・管理する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、経営上想定される各種リスクを明確にし、これに対応したリスク管理体制を構築する。このため、社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、危機管理マニュアルを整備、管理するとともに、リスクに対する社内の意識を涵養し、未然防止に努める。

不測の重大事態の発生はもとより、日常的各種リスクに対しては、リスクの重要度に対応した対策本部を設置し、業務組織規程、職務権限規程及び危機管理マニュアルに従い、各担当部門ないしは全社で迅速に対応して、被害を最小限に抑える体制を整える。

また、当該規程及びマニュアルは、その時代環境に適合したものに維持する。

- ・定期的開催されるグループ社長会において、コンプライアンス、災害、品質等のリスクに関する報告及び意見交換、指導等を行う。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、当社及び子会社は中期経営計画及び事業年度ごとの経営計画を策定する。
 - ・当社は、取締役の職務執行が効率的に行われるために、定例の取締役会を原則月1回開催する他、適宜必要に応じて取締役会を開催する。また、執行役員制による業務執行責任体制を明確にすることにより、取締役会の監督機能を強化し、重要事項の業務執行に関する意思決定を機動的に行う。
- 取締役会等の決定に基づく業務執行については、業務組織規程、職務権限規程等の社内規程に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）執行役員等が各々委任された事項に責任をもって執行することを徹底する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、グループ共通の「植木組グループ会社行動指針」を定める。
- また、グループ会社の自主独立性を尊重しつつ、適正なグループ統制を行うため、「植木組グループ運営方針」を定め、関係会社管理規程に従い、適切な管理・統制を行う。
- グループ会社の監査については、当社役員及び当社内部監査室が、定期的及び必要に応じて各会社の監査を行う。
- なお、グループ社長会において、経営状況に関する情報の共有及び意見交換、並びに必要な指導等を緻密に行うものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ・当社は当社の監査等委員が執行役員会、グループ社長会等、各種重要な社内会議に出席し、また重要決議書類を閲覧すること等により、業務執行状況を適切に把握できる環境を整える。

- ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社の信用を大きく損なったり、業績に重大な影響を及ぼすことが懸念される事項を発見した場合、監査等委員会に対して、直ちに報告する。
- ・当社及び子会社の内部通報担当者は、内部通報を受けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。

⑧ 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・会計監査人は、監査等委員会に対して監査計画の報告、説明を事前に行うものとする。
また、会社が会計監査人に非監査業務を依頼する場合は、事前に監査等委員会の承認を得る。
- ・代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ・当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、事業の継続・安定的発展を確保して行くことを目的とし、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

当社は、使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社及び当社グループ各社は「公益通報者保護規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

2. リスク管理体制

当社は、危機管理委員会を適宜開催し、当社全体のリスクマネジメントに関する課題・対策について検討いたしております。また、当社グループ各社の代表取締役で構成されたグループ社長会でリスクの把握・対応等が報告され、リスクの共有化及び対応を図っております。

3. 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針等、経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

4. 内部監査体制

当社は、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を代表取締役及び常勤監査等委員に対し報告を行っております。

5. グループ管理体制

当社では、「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、定期的に開催される当社グループ各社の代表取締役で構成されたグループ社長会で当社グループ各社の財務状況、その他の状況について報告を受けております。

6. 監査等委員の職務執行

当社の監査等委員は監査等委員会において定めた監査方針・監査計画に基づき、内部監査室と連携して当社及び当社グループ各社の往査等を行っており、往査報告については監査等委員会にて報告されております。また、監査等委員は重要な経営会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

7. 監査等委員の監査の実効性を確保するための体制

監査等委員は当社の重要な経営会議に出席する他、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当取締役及び使用人に説明を求めています。適宜、監査等委員会を開催している他、会計監査人及び内部監査室との情報交換や、代表取締役と定期的な面談を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、2022年度を初年度とする3か年の中期経営計画において、株主の皆様に対する配当政策を重要な経営課題の一つと位置づけ、企業基盤の強化と将来的な事業展開、連結業績等を勘案しながら、従来に増して配当性向を意識し、利益配分を行なうことを基本方針といたしました。

上記の基本方針に基づき、当期の配当金については、1株当たり55円とさせていただくことといたしました。

また、配当金の支払開始日（効力発生日）は、2022年6月10日（金曜日）とさせていただきました。

なお、上記については、会社法第459条第1項第4号の規定に基づき、2022年4月28日開催の取締役会にて決議しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,716,385	流 動 負 債	15,943,860
現 金 預 金	6,313,395	支払手形・工事未払金等	9,823,482
受取手形・完成工事未収入金等	14,888,227	短 期 借 入 金	2,172,328
販 売 用 不 動 産	168,482	リ ー ス 債 務	48,555
商 品	3,775	未 払 金	1,268,656
未 成 工 事 支 出 金	1,251,639	未 払 法 人 税 等	231,737
不 動 産 事 業 支 出 金	2,317,651	未 成 工 事 受 入 金	1,398,688
材 料 貯 蔵 品	228,971	賞 与 引 当 金	686,996
未 収 入 金	260,254	役 員 賞 与 引 当 金	25,791
そ の 他	1,301,606	完 成 工 事 補 償 引 当 金	32,336
貸 倒 引 当 金	△17,618	工 事 損 失 引 当 金	63,071
固 定 資 産	16,916,216	そ の 他	192,214
有 形 固 定 資 産	14,350,718	固 定 負 債	3,512,108
建 物 ・ 構 築 物	5,433,920	長 期 借 入 金	350,732
機械、運搬具及び工具器具備品	1,314,381	リ ー ス 債 務	116,298
土 地	7,429,783	長 期 未 払 金	204,116
リ ー ス 資 産	148,461	再評価に係る繰延税金負債	521,894
建 設 仮 勘 定	24,171	繰 延 税 金 負 債	31,747
無 形 固 定 資 産	256,477	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,164,659
リ ー ス 資 産	14,492	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,231
そ の 他	241,985	債 務 保 証 損 失 引 当 金	248,613
投 資 其 他 の 資 産	2,309,014	資 産 除 去 債 務	223,984
投 資 有 価 証 券	1,217,174	そ の 他	643,830
繰 延 税 金 資 産	587,813	負 債 合 計	19,455,969
そ の 他	504,026	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	－	株 主 資 本	24,220,473
資 産 合 計	43,632,596	資 本 金	5,315,671
		資 本 剰 余 金	5,359,413
		利 益 剰 余 金	13,711,471
		自 己 株 式	△166,082
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△97,578
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	153,396
		土 地 再 評 価 差 額 金	△316,252
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	65,277
		非 支 配 株 主 持 分	53,731
		純 資 産 合 計	24,176,627
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,632,596

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	41,152,111	47,678,451
完成工事高	3,652,531	
不動産事業売上高	2,873,808	
その他の事業売上高		
売上原価	37,257,882	41,847,615
完成工事原価	3,013,204	
不動産事業売上原価	1,576,529	
その他の事業売上原価		
売上総利益	3,894,229	5,830,836
完成工事総利益	639,327	
不動産事業売上総利益	1,297,279	
その他の事業売上総利益		
販売費及び一般管理費		3,537,430
営業利益		2,293,406
営業外収益	44,761	113,285
受取利息及び配当金	68,523	
その他の		
営業外費用	24,683	31,423
支払利息	6,740	
その他の		
経常利益		2,375,267
特別利益	4,047	12,684
固定資産売却益	8,637	
投資有価証券売却益		
特別損失	9,606	184,722
固定資産売却損	132,393	
固定資産除却損	42,722	
減損損失		
税金等調整前当期純利益		2,203,230
法人税、住民税及び事業税	602,864	757,448
法人税等調整額	154,584	
当期純利益		1,445,782
非支配株主に帰属する当期純利益		5,085
親会社株主に帰属する当期純利益		1,440,697

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,315,671	5,359,413	12,639,977	△165,704	23,149,357
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△363,981		△363,981
土地再評価差額金の取崩			△5,220		△5,220
親会社株主に帰属する当期純利益			1,440,697		1,440,697
自己株式の取得				△377	△377
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,071,494	△377	1,071,116
当 期 末 残 高	5,315,671	5,359,413	13,711,471	△166,082	24,220,473

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	160,816	△321,473	35,300	△125,356	52,246	23,076,246
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△363,981
土地再評価差額金の取崩						△5,220
親会社株主に帰属する当期純利益						1,440,697
自己株式の取得						△377
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,420	5,220	29,977	27,778	1,485	29,263
当 期 変 動 額 合 計	△7,420	5,220	29,977	27,778	1,485	1,100,380
当 期 末 残 高	153,396	△316,252	65,277	△97,578	53,731	24,176,627

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,155,504	流 動 負 債	16,828,236
現 金 預 金	5,772,504	支 払 手 形	977,280
受 取 手 形	64,334	電 子 記 録 債	3,801,256
電 子 記 録 債 権	232,787	工 事 未 払 金	4,559,899
完 成 工 事 未 収 入 金	14,374,898	不 動 産 事 業 未 払 金	2,613
不 動 産 事 業 未 収 入 金	21,629	短 期 借 入 金	2,167,208
販 売 用 不 動 産	46,293	一 括 借 入 金	13,134
未 成 工 事 支 出 金	969,349	未 払 法 人 税 金 等	1,078,787
材 料 貯 蔵 品	213,114	未 成 工 事 受 入 金	87,906
未 収 入 金	165,878	預 り 受 入 金	1,316,156
立 替 金	1,231,465	賞 与 引 当 金	2,204,954
そ の 他	80,918	役 員 賞 与 引 当 金	508,580
貸 倒 引 当 金	△17,669	完 成 工 事 補 償 引 当 金	1,101
固 定 資 産	16,702,735	工 事 損 失 引 当 金	32,336
有 形 固 定 資 産	8,850,800	そ の 他	63,071
建 物 ・ 構 築 物	2,530,749	固 定 負 債	2,358,426
機 械 ・ 運 搬 具	949,194	長 期 借 入 金	215,852
工 具 器 具 ・ 備 品	184,354	一 括 借 入 金	36,580
土 地	5,137,125	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	521,894
リ ー ス 資 産	40,787	退 職 給 付 引 当 金	986,681
建 設 仮 勘 定	8,587	債 務 保 証 損 失 引 当 金	248,613
無 形 固 定 資 産	216,934	資 産 除 却 債 務	162,510
リ ー ス 資 産	8,928	そ の 他	186,294
そ の 他	208,006	負 債 合 計	19,186,662
投 資 そ の 他 の 資 産	7,635,000	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	1,197,075	株 主 資 本	20,834,432
関 係 会 社 株 式	679,850	資 本 金	5,315,671
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,150,630	資 本 剰 余 金	5,359,413
前 払 年 金 費 用	114,614	資 本 準 備 金	5,359,413
繰 延 税 金 資 産	424,970	利 益 剰 余 金	10,325,430
そ の 他	156,086	利 益 準 備 金	670,000
貸 倒 引 当 金	△88,226	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,655,430
資 産 合 計	39,858,239	圧 縮 記 帳 積 立 金	92,401
		別 途 積 立 金	1,300,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,263,029
		自 己 株 式	△166,082
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△162,856
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	153,396
		土 地 再 評 価 差 額 金	△316,252
		純 資 産 合 計	20,671,576
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,858,239

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高 完成工事高 不動産事業売上高 その他の事業売上高	40,034,822 259,132 881,698	41,175,652
売上原価 完成工事原価 不動産事業売上原価 その他の事業売上原価	36,534,744 163,832 768,459	
売上総利益 完成工事利益 不動産事業売上総利益 その他の事業売上総利益	3,500,077 95,300 113,238	3,708,616
販売費及び一般管理費		
営業利益		1,952,724
営業外収益 受取利息及び配当金 その他	204,175 35,237	239,412
営業外費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 その他	28,110 5,011 7,800	
経常利益		40,921
特別利益		1,954,382
特別損失 固定資産売却益 投資有価証券売却益 固定資産売却損 固定資産除却損 減損損失 関係会社株式評価損	3,075 8,637 4,523 132,346 23,327 41,000	11,712
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税	391,933	544,563
法人税等調整額	152,629	
当期純利益		1,220,333

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,315,671	5,359,413	5,359,413	670,000	92,845	1,300,000	7,411,453	9,474,299
当 期 変 動 額								
圧縮記帳積立金の取崩					△444		444	－
剰 余 金 の 配 当							△363,981	△363,981
土地再評価差額金の取崩							△5,220	△5,220
当 期 純 利 益							1,220,333	1,220,333
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△444	－	851,575	851,131
当 期 末 残 高	5,315,671	5,359,413	5,359,413	670,000	92,401	1,300,000	8,263,029	10,325,430

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△165,704	19,983,679	160,816	△321,473	△160,656	19,823,023
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
剰 余 金 の 配 当		△363,981				△363,981
土地再評価差額金の取崩		△5,220				△5,220
当 期 純 利 益		1,220,333				1,220,333
自己株式の取得	△377	△377				△377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△7,420	5,220	△2,199	△2,199
当 期 変 動 額 合 計	△377	850,753	△7,420	5,220	△2,199	848,553
当 期 末 残 高	△166,082	20,834,432	153,396	△316,252	△162,856	20,671,576

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社植木組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野田 裕一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社植木組の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社植木組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社植木組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野田 裕一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社植木組の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社 植木組 監査等委員会
 常勤監査等委員 上 石 邦 彦 ㊞
 監査等委員 深 澤 邦 光 ㊞
 監査等委員 種 岡 弘 明 ㊞

(注) 監査等委員深澤邦光及び種岡弘明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ

モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 14 horizontal dashed lines for writing practice.



株主総会会場ご案内図



会場：新潟県柏崎市駅前2丁目2番30号
柏崎エネルギーホール 2階ホール
交通：JR信越本線「柏崎駅」より徒歩5分

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。